

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在である個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。</p>	
関係条文	[-]	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（ - ） [平年度] 精査中（ - ）</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>個人事業者は、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献している重要な存在である。このような個人事業者の「事業の持続的な発展」（小規模企業振興基本法第3条）につなげるため、事業承継に係る制度を整備し、その円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>全国約381万の中小企業者、中でもその9割弱を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である。しかしながら、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている。</p> <p>こうした課題を解決し、小規模事業者等の振興に光を当てるため、「小規模企業振興基本法」が制定された。同法では、小規模事業者の事業承継のための必要な施策を講ずるとされている。（小規模企業振興基本法第16条第2項）</p> <p>特に、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業承継時には、居住用資産のみならず、他に有している事業用資産に相続税・贈与税が課税されることになる。事業用資産は今後の事業の継続のために必要な資産であるが、個人事業者は一般的に担税力が低く、事業承継をする際の課題となっている。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	個人事業者の事業承継の円滑化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	全国約 200 万の個人事業者のうち事業承継を予定しており、かつ、そのタイミングにさしかかっているものの相続税・贈与税等の負担が課題である者が対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業承継後の事業継続に必要な資産（土地・建物・機械等）の承継を円滑化することにより、円滑な世代交代と、税負担による個人事業主の廃業等を防ぐ効果が見込める。 ※4,800万円は相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額を指す。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69の4）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法（平成30年3月末現在） 遺留分に関する民法特例 170件 金融支援 144件 <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・世代交代集中支援事業（平成29年度補正予算額50億円） ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（平成29年度予算額61.1億円） <p><財投></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・集約・活性化資金（日本政策金融公庫） 中小企業事業 137件 国民生活事業 279件
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
	要望の措置の妥当性	事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が4,800万円を超える個人事業者の事業用資産のうち、土地・建物・機械等の割合は約70%（出典：中小企業庁委託アンケート）を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。 このため、個人事業者の事業用資産に係る負担を軽減し、事業承継の円滑化を図ることは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度税制改正においても要望。